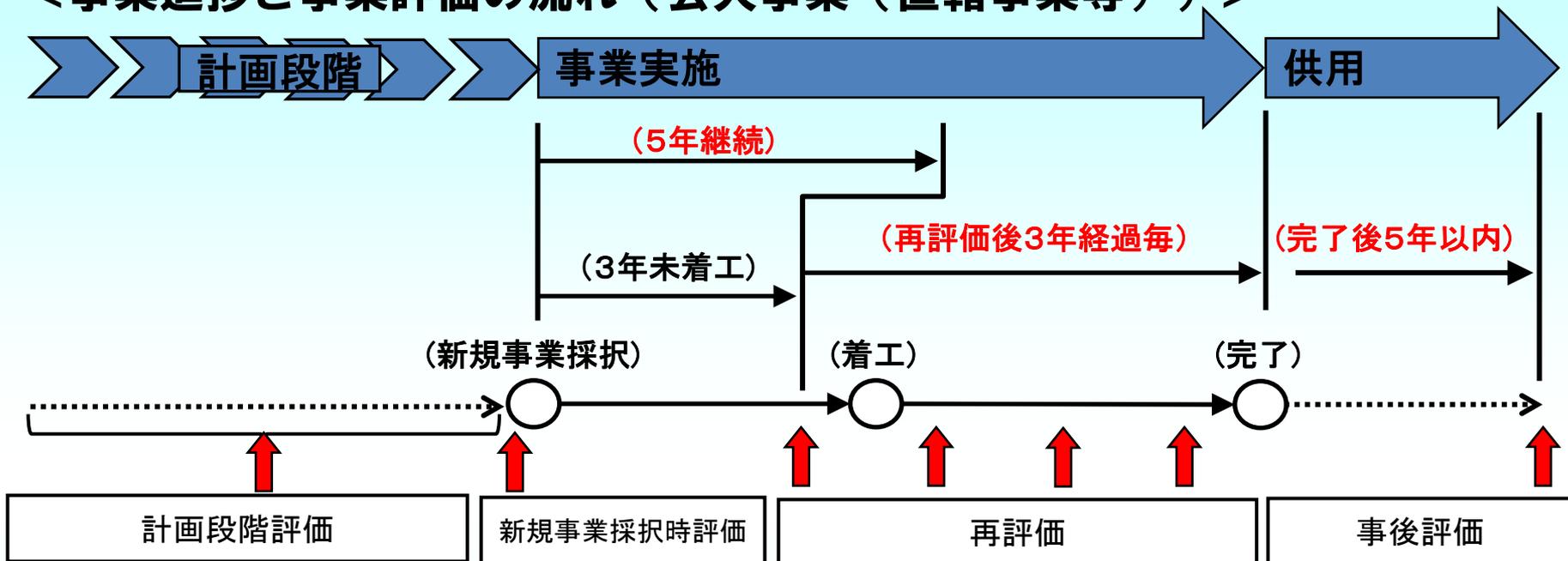


# 流域委員会における事業評価審議の実施

# 事業評価の流れとタイミング

## <事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



### 【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。平成24年度から国土交通省で導入。

【新規事業採択時評価】新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。平成10年度から導入。

### 【再評価】

事業採択時から3年経過して未着工の事業、5年経過して継続中の事業等、及び再評価後3年経過毎に再評価を行う。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】事業完了後5年以内に事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

# 流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

## ◎国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

### 第6 事業評価監視委員会

#### 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業及びダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために 学識経験者から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

### 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

#### 1 再評価実施手続き

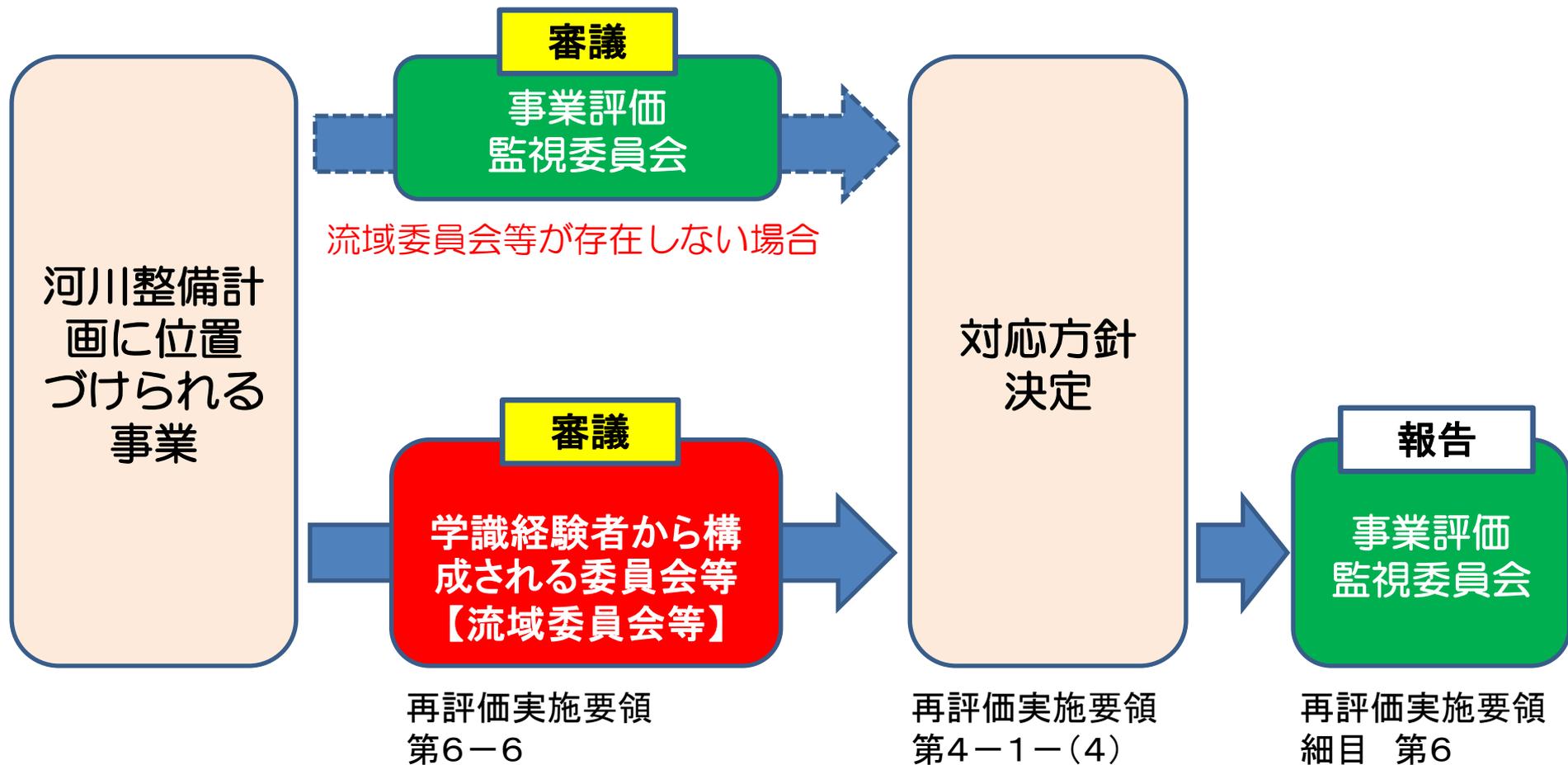
(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

## ◎河川及びダム事業の再評価実施細目（抜粋）

### 第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1（4）又は第6の6規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

# これまでの再評価、事後評価の手続きについて



# 河川整備計画の点検・見直しについて

中部地整では、平成13年に豊川水系河川整備計画を策定以降、平成29年に菊川水系河川整備計画策定をもって、すべての水系にて整備計画の策定を完了



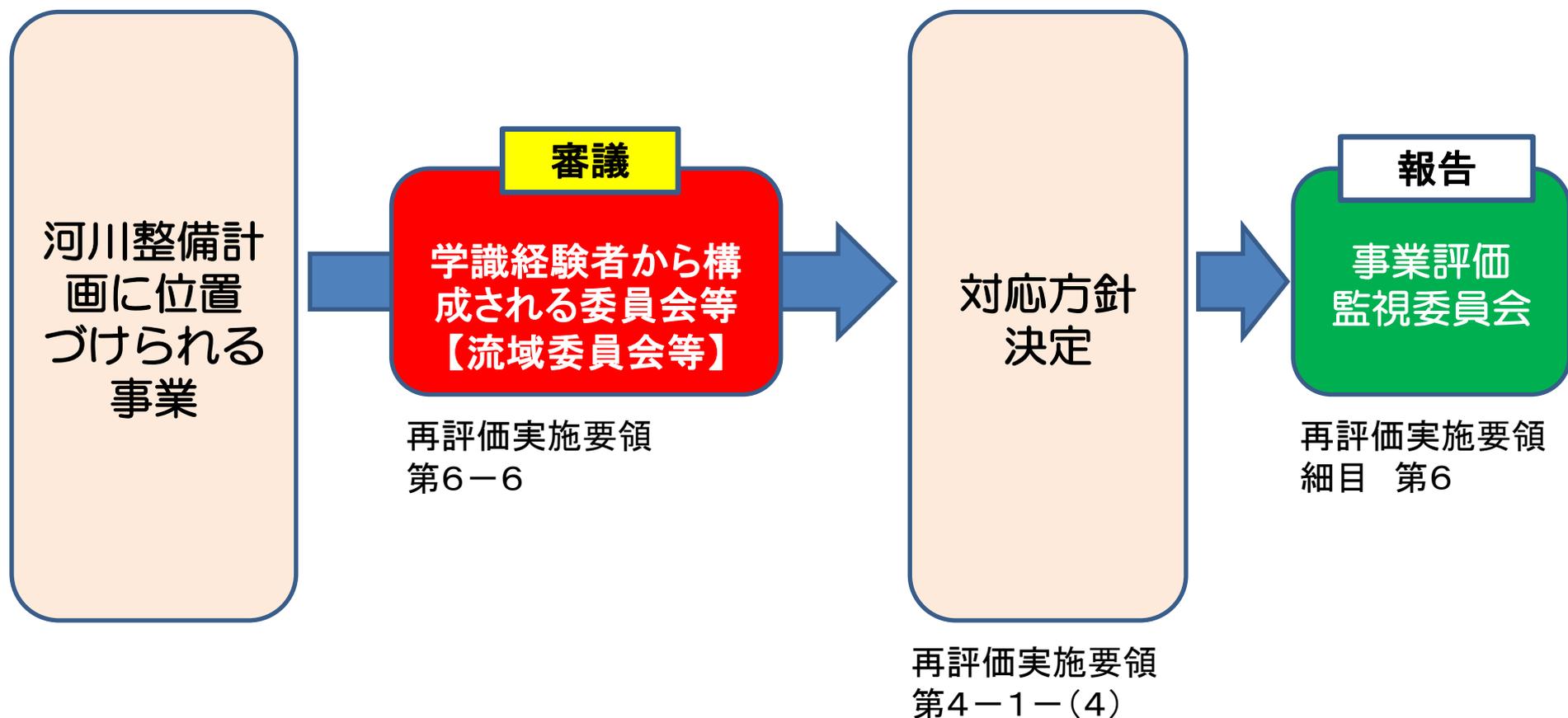
整備計画策定以降、流域委員会や事業評価監視委員会等において事業内容等を審議



近年の災害の激甚化等を踏まえ、平成29年度内に流域委員会未設置水系については流域委員会を立ち上げ、平成30年度以降、毎年整備計画の点検を行い、随時見直しを実施予定

# 平成30年度以降の再評価、事後評価の手続きについて

## ○中部管内全河川を対象

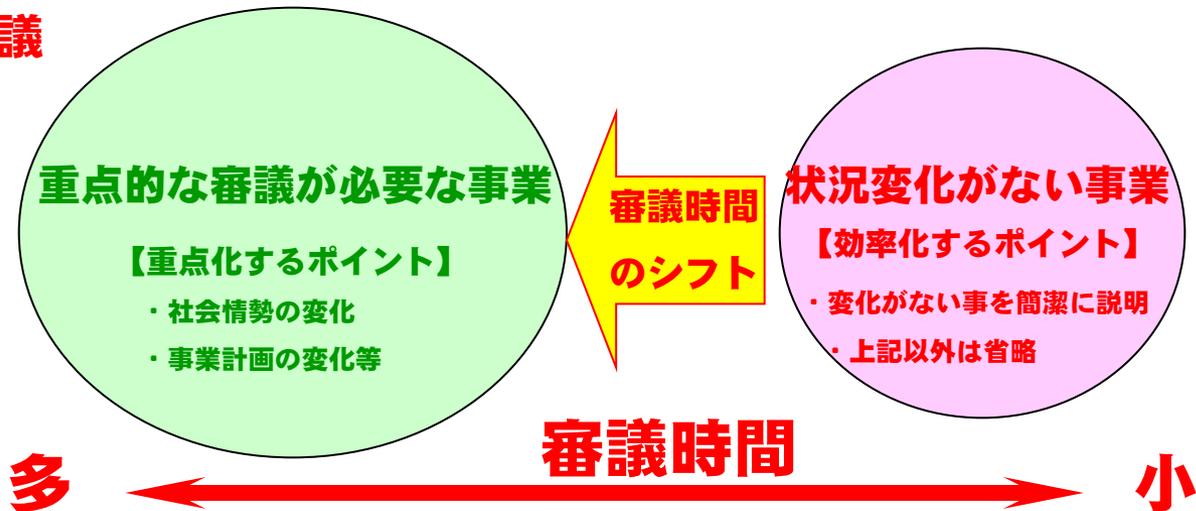


# 重点的な審議に向けて（メリハリある審議）（H26年度以降）

## 【審議の重点化・効率化する理由】

- 平成22年度より、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上をはかるため、再評価実施サイクルを5年から3年に短縮（これまでに1サイクル経過）。
- サイクルが短くなったことで、審議案件が増加し、1件にかけられる審議時間が短くなった。
  - ・事業計画等の変更など、重点的な審議が必要な事業について、十分な審議時間を確保する必要がある。
- このため、社会経済情勢等、変化が見られない事業において、審議の効率化を行い、変化があり「重点的な審議」が必要な事業」に審議時間をシフトし、審議の充実を図る。

## メリハリある審議



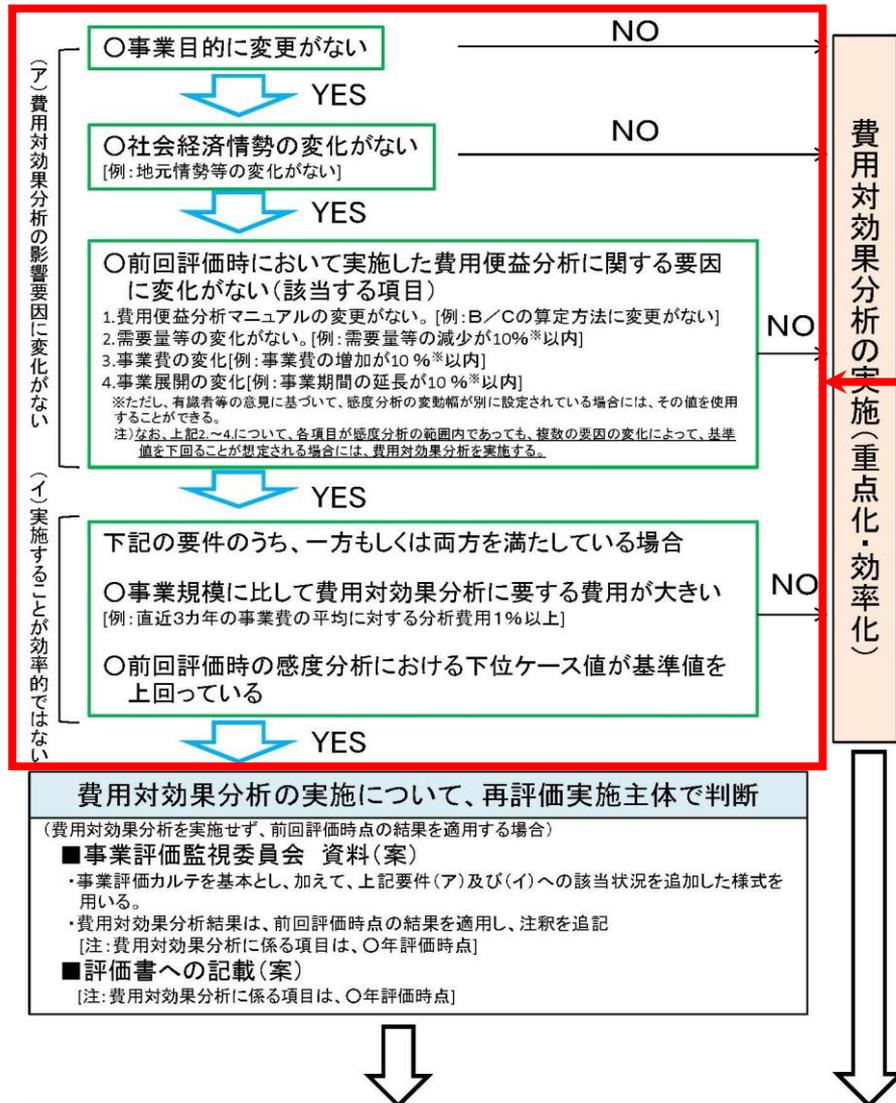
## 【費用対効果分析を合理化する理由】

- 事業を巡る社会経済情勢等の大きな変化がない場合等においても一律に費用対効果分析を実施しており、事業評価に係る費用が効果的に遣われていない。
- 事業再評価の意義に鑑みて、評価作業にかかるコスト等を考慮し、総合的な視点から評価作業の効率性の改善を図るため、費用対効果分析についても合理化を図る。

# 状況変化がない事業（費用対効果分析を実施しない事業）の判定について

## 【本省通達に基づくB/C算定の判定フロー】

※費用対効果分析の効率化については、2回以上連続して実施しない



「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」  
平成25年11月1日付 国官総第205号、国官技第165号

(主なポイント)

- 費用対効果分析を実施しないことができる運用を定めたところ
- 詳細については、下記の通り例を示すので事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で適切に対応されたい

例示:B/C算定の判定フロー参照)

【対応方針】 中部地方事業評価監視委員会

上記、本省通達を踏まえ費用対効果分析を実施しない運用について導入する。

- 導入時期 : H26年度より
- 運用(案) : 費用対効果分析実施判定票による

事業評価監視委員会にて、対応方針(原案)について審議

# 審議の重点化(効率化)に向けた審議区分

## ■ 審議の重点化(案)

### ➤ 審議案件を 重点審議 ・ 一括審議 の2区分に整理

#### 【審議区分の選定(案)】

■ B/Cの算定を実施する事業については、重点審議とする。

■ B/Cの算定をしない事業については、原則「一括審議」とする。

※なお、大規模事業など、代表的な事業については、「重点審議」とする。

※また、委員会からの求めがあった場合等、必要が生じた場合については、「重点審議」とする。

## 重点審議

・ B/C算定する事業

・ 大規模、代表的な事業  
・ 必要が生じた事業

## 一括審議

・ B/C 算定をしない事業

説明と資料の簡略化

凡例

〔 〕 : 大規模、代表的な事業、必要が生じた事業は重点審議とする。

# 説明資料の構成・資料作成の効率化（簡素化）の方法

## 【重点審議事業の説明資料】

※全ての資料を作成し説明を行う。

### 1. 事業の概要

状況変化等の審議のポイントとなる点を重点的に説明

- ① 事業の目的
- ② 計画内容

### 2. 費用対効果分析

### 3. 評価の視点

- ① 事業の必要性等に関する視点
  - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - 2) 事業の投資効果
  - 3) 事業の進捗状況
- ② 事業の進捗の見込みの視点
- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

### 4. 県・政令市への意見聴取結果

### 5. 対応方針(原案)

## 【一括審議事業の説明資料】

※効率化のため以下の説明を簡潔に行う。

### 1. 事業の概要

社会情勢変化のないことや事業の必要性を簡潔に説明

- ① 事業の目的
- ② 計画内容
- ③ 事業の必要性等
  - ・ 投資の効果等
  - ・ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - ・ 事業の進捗状況、進捗の見込みの視点

### 4. 県・政令市への意見聴取結果

### 5. 対応方針(原案)

※効率化のため説明は行わない。

必要に応じ、カルテを使用し説明

### 2. 費用対効果分析

- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

# 審議案件

## 【再評価】 一括審議(B/C(費用対効果分析)を算定しない事業)

○長良川直轄河川改修事業 ……【前回評価(重点審議)時から3年経過】

## 【再評価】 重点審議(B/C(費用対効果分析)を算定する事業)

○木曾川直轄河川改修事業 ……【前回評価(一括審議)時から3年経過】

○揖斐川直轄河川改修事業 ……【前回評価(一括審議)時から3年経過】

## 【事後評価】

○木曾川上流特定構造物改築事業(犀川統合排水機場)

……【事業完成時から5年経過】

# 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく 「危機管理型ハード対策」

平成29年9月25日 第5回 中部地方整備局 事業評価監視員会  
河川部資料

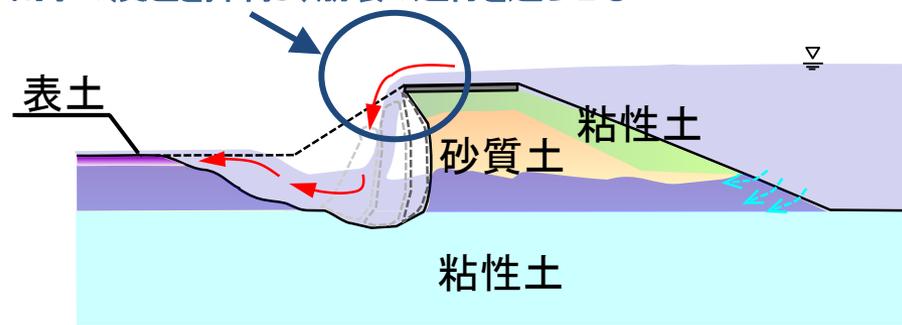
# 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく「危機管理型ハード対策」

- 平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定された。
- その取組の一環として、越水等が発生した場合でも、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策（『危機管理型ハード対策』）を平成32年度を目処に実施している。

	実施区間延長	堤防天端の保護	堤防裏法尻の補強
中部地方整備局管内	約 135km	約 121km	約 31km
全 国	約 1754km	約 1312km	約 634km

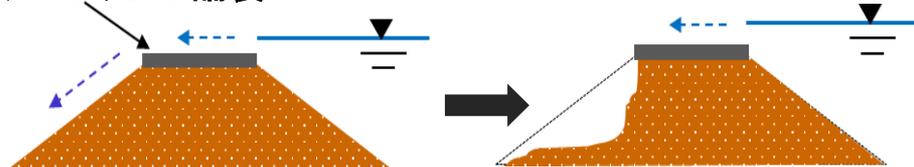
## 堤防天端の保護

雨水の浸透を抑制し、崩壊の進行を遅らせる



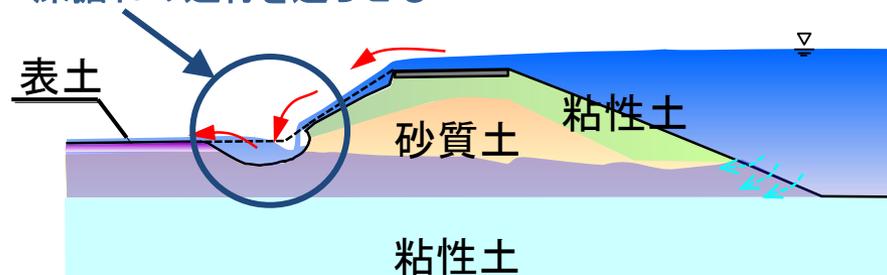
堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

アスファルト舗装



## 堤防裏法尻の補強

深掘れの進行を遅らせる



裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

堤防裏法尻をブロック等で補強

